

交通政策審議会海事分科会船員部会  
全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

平成29年8月21日(月)

13:30 ~ 15:30

2号館15階海事局会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

3. 閉 会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿  
(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門教授

野川 忍 明治大学法科大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

浦 隆幸 全日本海員組合 政策局総合政策部長

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

蔵本由紀夫 全国海運組合連合会 副会長

山本 廣 船主団体内航労務協会 専務理事・事務局長

## 配布資料一覧

資料1	交通政策審議会への諮問について.....	1
	諮問第284号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」	
資料2	全国内航鋼船運航業最低賃金.....	2
	（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第5号）	
資料3	内航海運の活性化に向けて.....	4
資料4	最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数.....	14
資料5	全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査.....	15
資料6	全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況.....	16
資料7	最低賃金の改正に係る参考資料.....	17
	・内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）...	18
	・費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）.....	19
	・消費者物価指数（10大費目）.....	20
	・決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数...	21
	・地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額.....	22
	・地域別最低賃金額改定の目安の推移.....	23
	・地域別最低賃金額一覧.....	24
	・給与勧告の実施状況等.....	25



国海員第 1 1 3 号

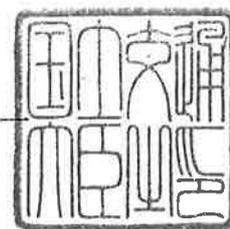
平成 2 9 年 7 月 1 4 日

交通政策審議会

会 長 古 賀 信 行 殿

国土交通大臣

石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 8 4 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 全国内航鋼船運航業最低賃金

平成 8 年 1 0 月 3 0 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 9 年 1 0 月 3 1 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 1 0 年 1 1 月 2 日	平成 1 0 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 1 3 年 1 1 月 1 日	平成 1 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 1 8 年 1 2 月 1 日	平成 1 8 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 2 0 年 1 2 月 1 日	平成 2 0 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 2 6 年 3 月 3 日	平成 2 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日	平成 2 6 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 2 7 年 1 2 月 2 日	平成 2 7 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日	平成 2 8 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

## 1 適用する地域

全国

## 2 適用する使用者

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 2 7 年法律第 1 5 1 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 1 0 0 トン未満の船舶

## 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

## 4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員 2 4 6, 1 5 0 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、2 2 9, 7 0 0 円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3 年 6 月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	

海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	2年6月
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	2年
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

(2) 部員 187,550円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、178,250円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

#### 5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）  
この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

# 内航海運の活性化に向けて

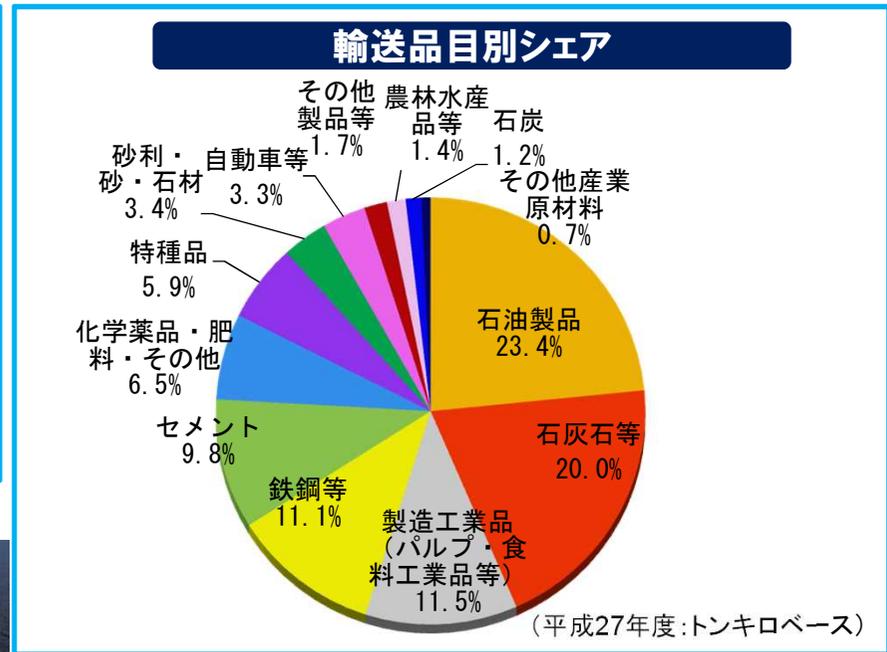
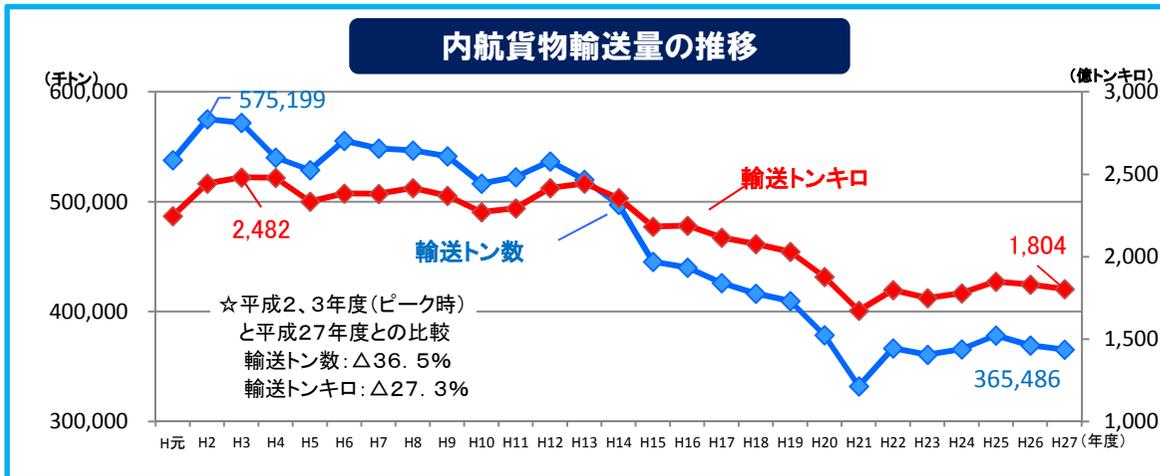
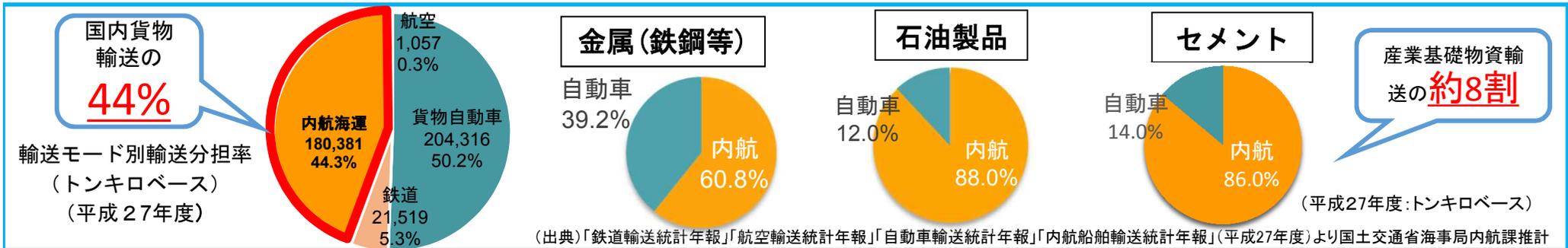
「内航未来創造プラン -たくましく 日本を支え 進化する-」

国土交通省海事局

平成29年8月

# 内航海運の現状

- 内航海運は、**国内貨物輸送全体の44%**、**産業基礎物資輸送の約8割**を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラである。
- 一方、産業基礎物資輸送が輸送需要の大宗を占めることから、国内需要の縮小、国際競争の進展等により、**内航貨物全体の輸送量はピーク時に比べ27%(輸送トンキロベース)減少**となっている。



<内航船舶腹量>  
隻数: 5,183隻  
総トン数: 3,705千トン

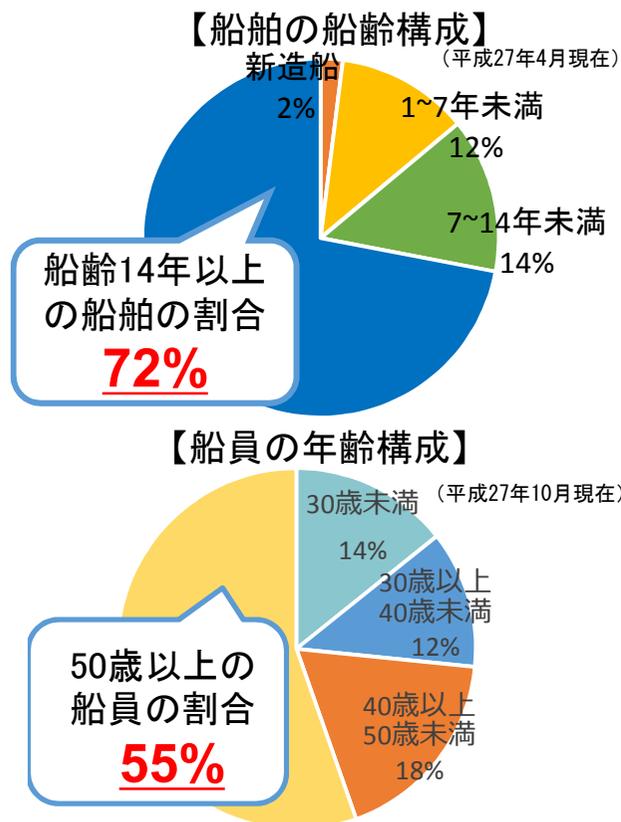


(出典)「内航船舶輸送統計年報」より国土交通省海事局内航課作成

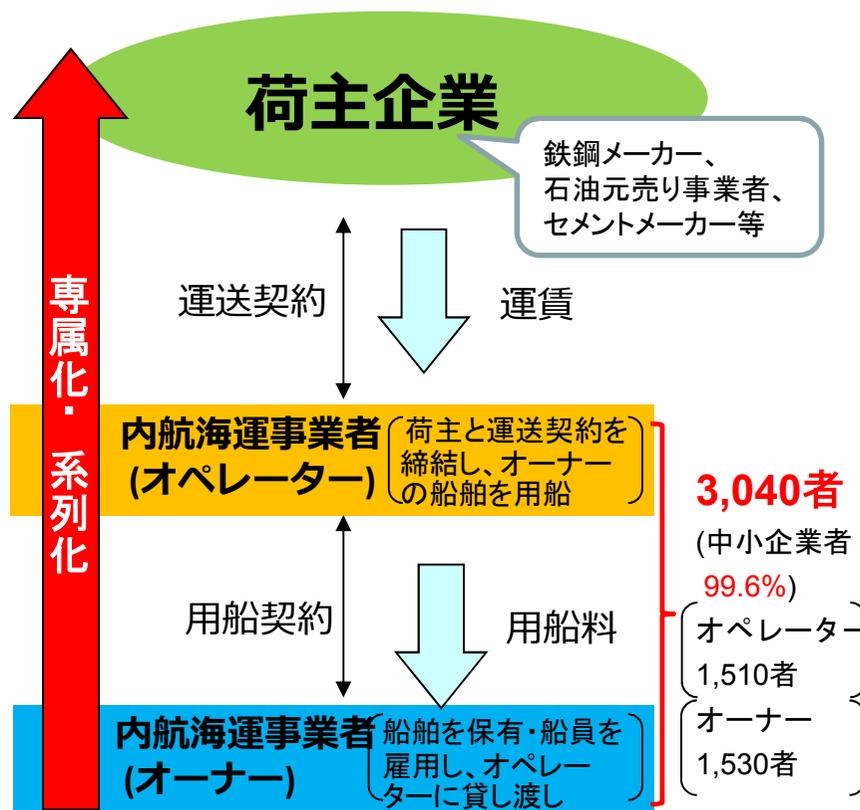
# 内航海運の課題

- 内航海運は船齢14年(法定耐用年数)以上の船舶が全体の7割を占めるという「**船舶の高齢化**」、50歳以上の船員の割合が5割を超えるという「**船員の高齢化**」の「**2つの高齢化**」という構造的課題を抱えている。
- 内航海運の市場構造は、**寡占化された荷主企業-オペレーター-オーナーの専属化・系列化**が固定化しており、**事業者の99.6%は中小企業**であり、その事業基盤は脆弱。
- 一方、CO2削減等の観点から、**更なるモーダルシフトの推進**が求められている(「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)において32年度までにモーダルシフト貨物の輸送量を367億トンキロ(24年度比10%増)とすることとされている。)

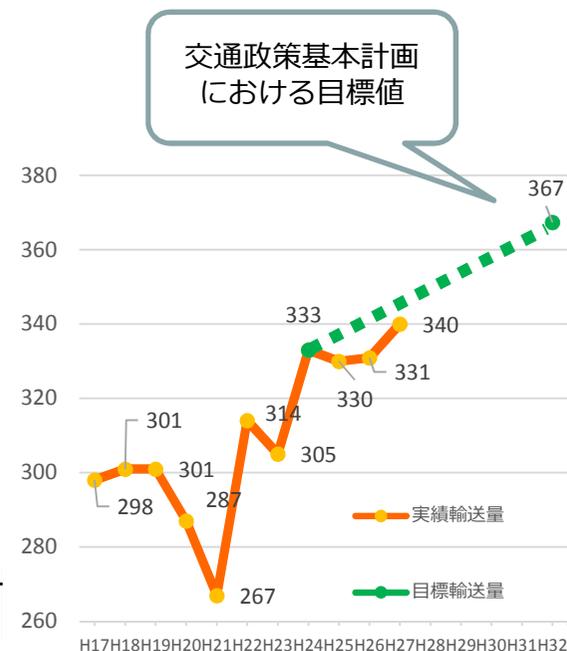
## 船舶と船員の「2つの高齢化」



## 内航海運業の市場構造



## 海運へのモーダルシフトの状況



# 「内航未来創造プラン」で定めた将来像・具体的施策

- 内航海運が今後も産業基礎物資の輸送やモーダルシフトを担う基幹的輸送インフラとして機能する必要があること、社会全体で生産性向上が求められていることから、現下の内航海運を巡る諸課題の早期解決のために、まず、内航海運が目指すべき将来像を明確化した上で対策を講じる必要がある。このため、目指すべき将来像として「**安定的輸送の確保**」と「**生産性向上**」の2点を軸として位置づけ。
- それぞれの実現に向け、「**内航海運事業者の事業基盤の強化**」「**先進的な船舶等の開発・普及**」「**船員の安定的・効果的な確保・育成**」等の具体的施策を盛り込むとともに、それぞれの施策についてスケジュールを明示。



## ＜将来像の実現のための具体的施策＞

### 1. 内航海運事業者の事業基盤の強化

- 船舶管理会社の活用促進
  - ・「国土交通大臣登録船舶管理事業者」（仮称）登録制度の創設（H30～）
- 荷主・海運事業者等間の連携による取組強化
  - ・「安定・効率輸送協議会」（仮称）の設置（H29～）
- 新たな輸送需要の掘り起こし
  - ・「海運モーダルシフト推進協議会」（仮称）の設置（H29～）
  - ・モーダルシフト船の運航情報等の一括検索システムの構築（H29～）
- 港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等

### 2. 先進的な船舶等の開発・普及

- IoT技術を活用した船舶の開発・普及～内航分野のi-Shippingの具体化～
  - ・自動運航船（Auto-Shipping）の開発（H37目途）
- 円滑な代替建造の支援
  - ・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度による優遇措置の拡充（H30～）
- 船舶の省エネ化・省CO2化の推進
  - ・内航船「省エネ格付け」制度の創設・普及（H29～暫定試行、H31～本格導入）
  - ・代替燃料の普及促進に向けた取組（「先進船舶」としてのLNG燃料船の普及促進）
- 造船業の生産性向上

### 3. 船員の安定的・効果的な確保・育成

- 高等海技教育の実現に向けた船員の教育体制の抜本的改革
  - ・（独）海技教育機構の4級海技士養成課程における教育改革（養成定員拡大等）
- 船員のための魅力ある職場づくり
  - ・499総トン以下の船舶の居住区域を拡大しても従前の配乗基準を適用するための検討、安全基準の緩和（H29～）
  - ・船内で調理できる者の人材の確保
  - ・船員派遣業の許可基準の見直し（H29～）等
- 働き方改革による生産性向上
  - ・船員配乗のあり方の検討（H29～） 等

### 4. その他の課題への対応

- 内航海運暫定措置事業の現状と今後の見通し等を踏まえた対応
- 船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応
- 海事思想の普及

# 「内航未来創造プラン」の効果 ~将来像のみならず、具体的施策、スケジュール、指標を設定し着実に実施~

## 現状の課題

船舶・船員の「2つの高齢化」  
 ・船舶：14年以上の船舶が72%  
 ・船員：50歳以上の船員が55%

専属化・系列化された産業構造  
 中小企業が多く脆弱な事業基盤

モーダルシフトや地球環境問題  
 にも対応が必要

輸送需要が減少傾向の中、事業基盤  
 の脆弱な内航海運事業者のみの取組  
 では、上記のような課題の解決が困難

自力での輸送力の再生産・  
 高度化が困難

## 「内航未来創造プラン」の主な施策

■自動運航船等の先進船舶の開発・普及  
 ⇒先進技術による作業効率化・省力化  
 ■船舶共有建造制度による船舶建造支援  
 ⇒船舶の円滑な代替建造  
 ■船員教育体制改革・船員配乗のあり方検討  
 ⇒船員の養成拡大・教育高度化、生産性向上

■「国土交通大臣登録船舶管理事業者」(仮称)登録制度の創設  
 ⇒集約的な船舶管理による業務の効率化  
 ■「安定・効率輸送協議会」(仮称)の設置  
 ⇒荷主企業等との連携の強化

■「海運モーダルシフト推進協議会」(仮称)設置  
 ⇒荷主企業等との連携による海運利用推進  
 ■モーダルシフト船一括情報検索システム構築  
 ⇒荷主企業等のモーダルシフト検討を容易に  
 ■内航船「省エネ格付け制度」の創設  
 ⇒省エネ性能「見える化」により省エネ船普及

## 将来像(概ね10年後目途)

■先進船舶による効率性向上  
 ■円滑な代替建造促進  
 ■若年船員の確保・育成促進  
 <目標>  
 ・内航船の平均総トン数：20%増  
 ・内航船員一人・一時間当たりの輸  
 送量：17%増

■事業基盤の強化  
 ■荷主等との連携強化  
 <目標>  
 ・産業基礎物資の国内需要量に対する内航  
 海運の輸送量の割合：5%増  
 ・内航海運の総積載率：5%増

■モーダルシフトの一層推進  
 ■省エネ化・省CO2化の推進  
 <目標>  
 ・海運によるモーダルシフト貨物輸  
 送量：23%増

荷主等との連携、技術革新を通じた  
**「安定的輸送の確保」・  
 「生産性向上」の実現**

# 1. 内航海運事業者の事業基盤の強化

## 船舶管理会社の活用促進（船舶管理会社登録制度の創設）

「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-」（平成29年6月9日閣議決定）に記載

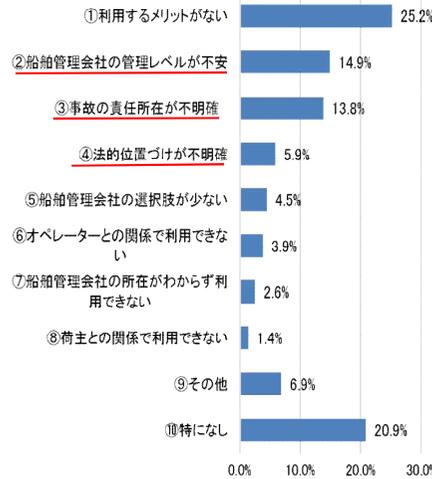
- 中小事業者が大半であり、かつ、荷主企業 - オペレーター - オーナーの専属化・系列化の構造が固定化している内航海運において、船舶管理会社を活用して効率的な船舶管理を行うことが事業基盤強化に有効。
- しかしながら、これまでガイドライン策定等の取組を進めてきたものの、船舶管理会社に対する具体的な情報の不足や、船舶管理会社のサービス水準について統一的な評価がされていないこと等から、その活用が十分に進んでいない。
- このため、一定の水準以上のサービスを提供する船舶管理会社についての国土交通大臣の登録制度を創設し、一定の品質確保を行い、船舶管理会社の活用促進を図る。

### 現状・課題

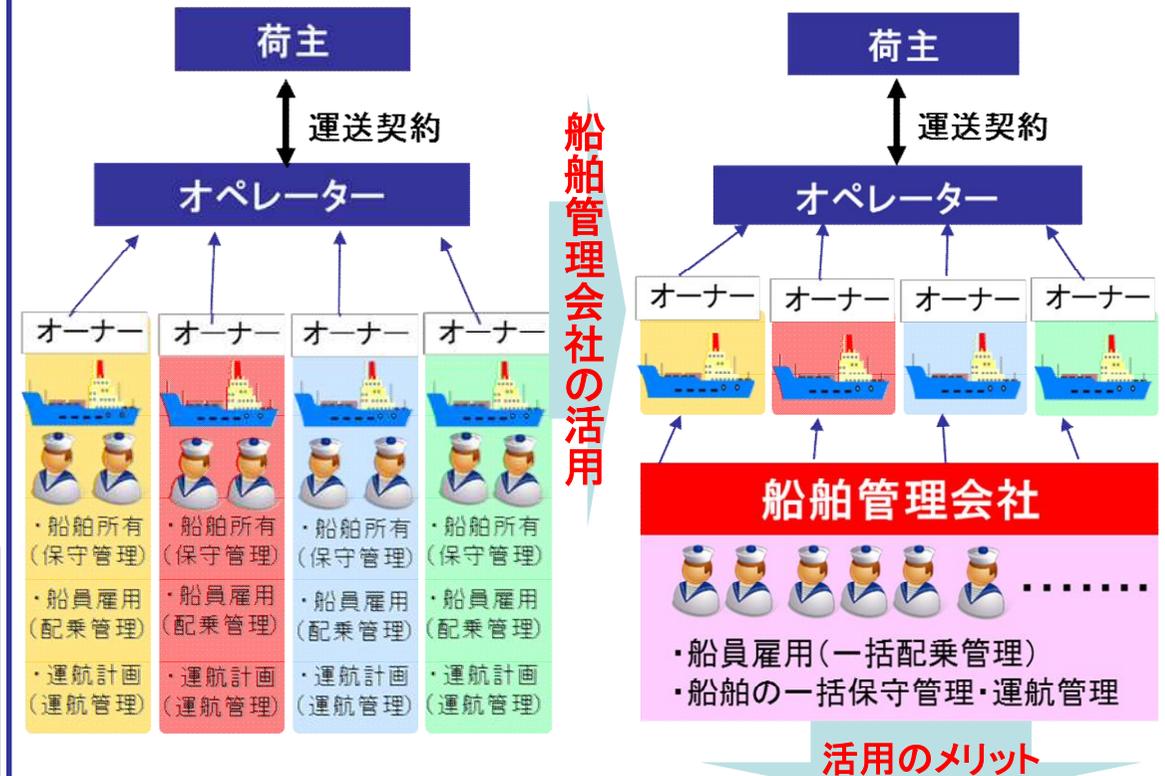
・1隻所有の事業者のうち、船舶管理契約を締結している事業者は1割程度にとどまるなど、船舶管理会社の活用は十分でない。

・船舶管理会社に対する具体的な情報の不足、船舶管理会社の品質について統一的な管理・評価がなされていないことが船舶管理会社活用のネック。

#### 船舶管理契約を締結しない理由



### 期待される効果



- ・個別の事業者単位での管理に比較し、効率性が向上
- ・船舶管理会社独自のノウハウも活かした管理の実現

### 船舶管理会社の登録制度の創設

- 登録を受ける事業者は以下を義務づけ
    - ・ 提供する船舶管理業務に関する規程等の作成
    - ・ 国への業務運営状況の定期報告
    - ・ 一定期間での更新制とし、更新時に自己評価・第三者評価
- ⇒ 制度の詳細は平成29年度に関係者による検討の場を設け議論。平成30年度より運用開始。

## 2. 先進的な船舶等の開発・普及

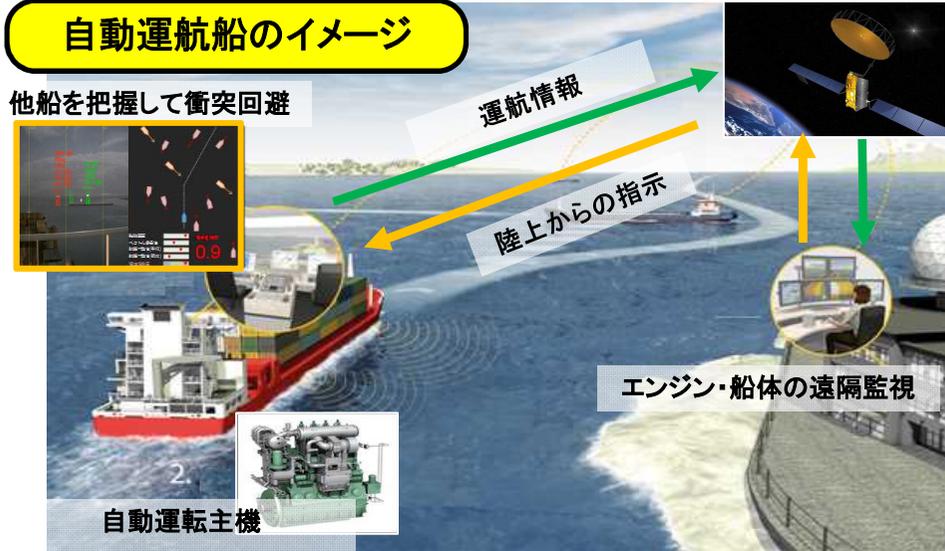
### 自動運航船(Auto-Shipping)

### IoT技術を活用した船舶の開発・普及 (内航分野のi-Shippingの具体化)

「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-」(平成29年6月9日閣議決定)に記載

- 自動運航船とは、海上運送法の改正により導入を促進する先進船舶の一つであり、操船支援・自動化、機関故障の予知・予防、荷役等の船内業務の省力化等を実現するトータルなシステム。世界に先駆けての実現を目指す。
- 自動運航船の実現には、海運、造船、船用工業が連携する産業総合力が重要。
- 日本は世界トップレベルの海運、造船・船用工業等が一体的な海事クラスターを形成しており、自動運航船は日本の海事産業の国際競争力の強化、日本経済の成長、及び地域経済の活性化に貢献。

#### 自動運航船のイメージ



#### 国際海事機関(IMO)で安全基準、自動化レベル等を検討予定

#### ※ 自動化レベルのイメージ

操船支援装置等の導入

陸上からの操船等支援を前提とした自動航行

自律運航(船舶自らの判断による航行)

【目標】2025年を目途に実用化

#### 要素技術の例(海運、造船、船用工業等幅広い分野の技術開発)

##### <衝突予防>

- 自動衝突回避システム  
他船の動向把握、衝突リスクを順位付け



##### <エンジン故障予防>

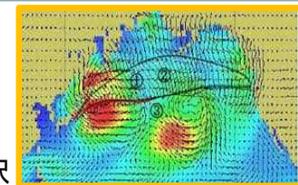
- エンジンの遠隔状態監視による故障等予防・予知システム



##### <航路決定>

- 最適(安全かつ省エネ)な航路を決定するシステム

航路選択



##### <自動離着岸>

- 準天頂衛星の高精度位置情報等による自動離着岸システム

自動接岸・離岸

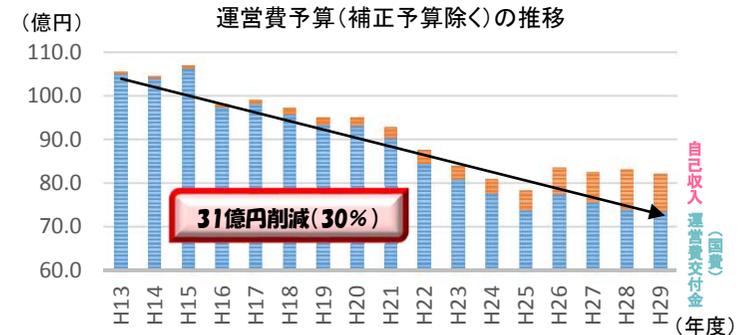


### 3. 船員の安定的・効果的な確保・育成 高等海技教育の実現に向けた船員教育体制の抜本的改革

- 船員の高齢化が継続し、また、船員の確保が困難となる事業者が相当数存在する中で、安定的輸送の確保のため、特に若年層を中心として船員を安定的に確保・育成することは重要。
- このため、船員教育機関の定員増加を含めた就学人数の拡大を図り、新規に養成する船員の裾野を広げるとともに、より教育内容を充実させることとする。

#### 現状・課題

- (独)海技教育機構は、我が国最大の内航新人船員の供給源。内航海運業界のニーズや最近の技術革新等に適応した優秀な船員の養成、内航海運に従事する船員の高齢化の進展による船員不足への対応のため、船員教育における質の向上と内航船員養成数の拡大を実現することが求められている。
- 一方で、海技教育機構は、H13年の独立行政法人化以降、運営費交付金は漸減し、全体として3割減。今後も厳しい状況が見込まれる中、この状態を放置したまま個々の弥縫策を行うのみでは、求められる船員教育や海事振興のニーズに応えられないおそれがある。



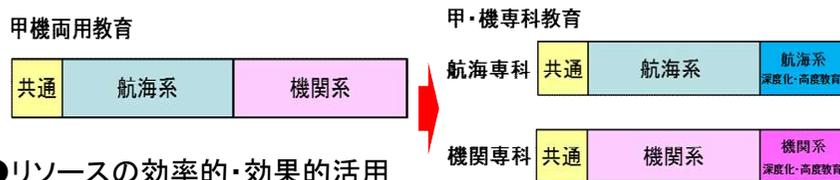
#### 海技教育機構のあり方の検討

##### 【基本的考え方】

関係機関の連携の下、質が高く、事業者ニーズにマッチした船員の養成に取り組むとともに、4級海技士養成定員の拡大、学生募集の強化を目指し、以下の取組を進める。

##### ● 専門教育の重点化

- ・海技短大(専修科)への重点化
- ・4級課程を甲機両用教育から甲・機専科教育に移行



##### ● リソースの効率的・効果的活用

- ・学校、練習船の教員等の配置等の見直し
- ・乗船実習履歴の代替として陸上工作技能訓練を導入

##### ● 船員養成に関わるステークホルダー間の連携強化

- ・教育の高度化、養成定員拡大に向けた社船実習船の要件緩和による実施船舶の拡大等

#### 期待される効果

- 甲・機専科教育化により学校の座学・練習船実習の時間が減った分、業界ニーズのある実習が可能



ECDIS訓練(電子海図取扱)



BRM訓練(甲板部内の連携手法)



ERM訓練(機関部内の連携手法)

- 乗船実習期間の短縮や社船実習船の拡大により、練習船余席を確保できることを利用して、養成定員 500人 を目指し段階的に拡大

- 船内体験活動による海事思想普及とその体験者を通じた広報を拡大、小・中学生に対する「学びの場」を提供し、次世代の人材を確保・育成



セイルキャンブ

教育の質の向上、養成定員の拡大、学生募集の強化により、安定的輸送の確保に寄与

### 3. 船員の安定的・効果的な確保・育成 船員のための魅力ある職場づくり

(499総トン以下の船舶における船員の確保・育成策(船員配乗のあり方の検討、安全基準の緩和))

- 499総トン以下の貨物船においては、余分な船員室を設置していないものが多く、新人船員を乗り組ませて育成する場合などは、新たに船員室を増やす必要があるが、船員室等を増やしたこと(船舶の増トン)により、規制(配乗基準や安全基準等)レベルが厳しくなることから、各事業者においては、船員育成のための船員室増に踏み切れない状況にある。
- このため、船員の確保・育成のために居住区域を拡大(船員室増)した場合に、船舶や乗組員の安全が確保されることを前提として、配乗基準のあり方の検討及び安全基準の一部緩和を進める。

#### 現状・課題

- ・ 内航船においては乗組員の高齢化が進んでおり、若年船員の確保・育成の強化が必要。特に499総トン以下の貨物船について、船員確保の目的で居住区を拡大した場合における増トン数を各種規制の適用から除外して欲しい旨の要望が多数なされているところ。

【内航海運事業実態調査結果】 ◆船員確保の現状  
自社船員でまかなえない事態が生じる場合において、特に足りない船員としては、沿海区域の航行に必要な4級、5級の海技資格保有者、中でも機関部の船員の不足を挙げる回答が最も多い。(回答全体の2/3)

#### 取組の内容

##### 配乗基準のあり方の検討

平成29年6月に「後継者確保に向けた内航船の乗組みのあり方等に関する検討会」を設置し、「船舶職員の配乗基準について、499総トン以下の貨物船が居住区域を拡大(船員室増)したことにより、500総トン以上となった船舶に対しても、499総トン以下の基準を適用するため」の検討を行い、平成29年度内に結論を得る。

【参考】配乗基準で必要としている甲板部船舶職員

- ・499総トン貨物船(沿海区域)  
船長・・・5級海技士(航海)、一等航海士・・・6級海技士(航海)
- ・510総トン貨物船(沿海区域)  
船長・・・4級海技士(航海)、一等航海士・・・5級海技士(航海)

##### 安全基準の一部緩和

船員の確保・育成のための居住区域拡大により、499総トン以下の貨物船が500総トン以上となったとしても、船員室の増設による10総トン増までであれば、居住区域拡大の影響を受けない区域(機関室等)の危険性を増すものではないと考えられることから、申請により、当該区域に係る安全基準は499総トン以下のものが適用されるように措置する。これは、船員の確保・育成に係る居室であることの確認手法を整理の上で平成29年夏を目途に措置する。

【参考】船舶消防設備の一部基準

規則での要求事項	500総トン以上	500総トン未満
機関室にCO2、高膨脹泡又は加圧水噴霧の固定式消火装置	必要	不要

#### 期待される効果

各事業者における船員育成のための船員室増が行いやすくなり、新たな船員の確保・育成に寄与する。

# (参考)内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会

## 検討会メンバー

### (学識経験者等)

竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部教授(座長)
河野 真理子	早稲田大学法学学術院教授
手塚 広一郎	日本大学経済学部教授
中村 俊彦	(株)商工組合中央金庫常務執行役員
眞砂 徹	(一社)日本中小型造船工業会理事
山口 一朗	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事
平岡 英彦	全日本海員組合中央執行委員国内局長

### (内航海運事業者)

小比加 恒久	日本内航海運組合総連合会会長
栗林 宏吉	内航大型船輸送海運組合
蔵本 由紀夫	全国海運組合連合会
栗田 克己	全国内航タンカー海運組合
片方 祐司	全国内航輸送海運組合
瀬野 和博	全日本内航船主海運組合

### (荷主団体)

壇上 治亨	(一社)日本鉄鋼連盟
大貫 弘義	石油連盟
芦田 真一	(一社)セメント協会
黒木 親	石油化学工業協会

## 開催実績

第1回:平成28年 4月 8日(金)

第2回:平成28年 5月26日(木)

第3回:平成28年 7月 1日(金)

第4回:平成28年10月28日(金)

第5回:平成28年12月16日(金)

○関係者からの意見表明①

○論点整理①

第6回:平成29年2月17日(金)

○関係者からの意見表明②

○論点整理②

第7回:平成29年4月21日(金)

○検討会の議論のとりまとめ骨子について 等

第8回:平成29年6月9日(金)

○内航未来創造プラン(案)について

## 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(平成29年4月1日現在)

局 別	漁 種	内航鋼船運航業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (H.29.4.1)	27	50	445	273
	② (H.28.4.1)	25	50	498	317
	① - ②	2	0	△ 53	△ 44
東北運輸局	① (H.29.4.1)	31	71	440	276
	② (H.28.4.1)	31	72	443	275
	① - ②	0	△ 1	△ 3	1
関東運輸局	① (H.29.4.1)	87	219	2,806	2,146
	② (H.28.4.1)	82	200	2,451	1,758
	① - ②	5	19	355	388
北陸信越運輸局	① (H.29.4.1)	7	21	127	68
	② (H.28.4.1)	7	21	121	68
	① - ②	0	0	6	0
中部運輸局	① (H.29.4.1)	51	105	942	248
	② (H.28.4.1)	52	104	917	241
	① - ②	△ 1	1	25	7
近畿運輸局	① (H.29.4.1)	82	230	1,920	598
	② (H.28.4.1)	89	238	1,979	688
	① - ②	△ 7	△ 8	△ 59	△ 90
神戸運輸監理部	① (H.29.4.1)	120	241	1,593	610
	② (H.28.4.1)	127	237	1,589	626
	① - ②	△ 7	4	4	△ 16
中国運輸局	① (H.29.4.1)	261	495	3,525	484
	② (H.28.4.1)	276	505	3,565	492
	① - ②	△ 15	△ 10	△ 40	△ 8
四国運輸局	① (H.29.4.1)	350	686	5,347	348
	② (H.28.4.1)	389	713	5,565	367
	① - ②	△ 39	△ 27	△ 218	△ 19
九州運輸局	① (H.29.4.1)	386	757	5,035	1,445
	② (H.28.4.1)	409	798	5,077	1,414
	① - ②	△ 23	△ 41	△ 42	31
沖縄総合事務局	① (H.29.4.1)	14	34	356	262
	② (H.28.4.1)	15	36	361	271
	① - ②	△ 1	△ 2	△ 5	△ 9
計	① (H.29.4.1)	1,416	2,909	22,536	6,758
	② (H.28.4.1)	1,502	2,974	22,566	6,517
	① - ②	△ 86	△ 65	△ 30	241

## 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

## 【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	72歳	750,000円	775,050円
賃金が最も低かった者	21歳	167,452円	240,099円
平 均	50.3歳	284,238円	441,969円
人 数	830人		

## 【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	37歳	170,000円	579,400円
賃金が最も低かった者	31歳	170,000円	179,400円
平 均	40.3歳	218,119円	331,862円
人 数	212人		

## 資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、平成29年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、153隻（職員830人、部員212人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

## 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額			
	職員 A	職員 B	部員 A	部員 B
平成 8 年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成 9 年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成 1 0 年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成 1 3 年	241,400円	224,950円	182,100円	—
平成 1 8 年	—	—	—	—
平成 2 0 年	—	—	182,850円	173,700円
平成 2 5 年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成 2 6 年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成 2 7 年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円
平成 2 8 年	246,150円	229,700円	187,550円	178,250円

# 最低賃金の改正に係る参考資料

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	決定公示 年月日	職員A	職員B	はしけ長	部員A	部員B
北海道	H29.3.24	245,800	229,350		186,500	177,350
東北	H29.3.10	246,000	229,550		186,800	177,650
関東	H29.2.21	246,450	229,700		187,850	178,250
北陸信越	H29.3.10	246,150	229,700		187,550	178,250
中部	H29.3.30	246,400	229,950		187,800	178,500
近畿	H29.1.27	246,650	230,200	246,650	187,900	178,600
神戸	H29.2.21	246,500	230,050	246,500	187,900	178,600
中国	H29.2.27	246,450	229,700	246,450	187,850	178,250
四国	H29.3.1	246,450	229,900	246,450	187,850	178,450
九州	H29.4.5	246,150	229,700	246,150	187,550	178,250
沖縄	H29.2.21	246,150	229,700		187,550	178,250

費目別、世帯人員別標準生計費(平成29年4月)

単位:円

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,350	44,690	52,320	59,960	67,590
	(25,120)	(37,110)	(47,320)	(57,520)	(67,720)
	230	7,580	5,000	2,440	-130
住居関係費	46,690	57,620	49,200	40,780	32,360
	(45,890)	(50,570)	(46,160)	(41,760)	(37,360)
	800	7,050	3,040	-980	-5,000
被服・履物費	2,640	6,620	8,620	10,620	12,620
	(2,740)	(6,550)	(8,050)	(9,550)	(11,060)
	-100	70	570	1,070	1,560
雑費Ⅰ	33,300	45,020	62,030	79,060	96,070
	(33,350)	(45,190)	(63,860)	(82,550)	(101,230)
	-50	-170	-1,830	-3,490	-5,160
雑費Ⅱ	8,580	24,990	27,090	29,200	31,300
	(8,430)	(31,100)	(31,080)	(31,060)	(31,050)
	150	-6,110	-3,990	-1,860	250
計	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940
前年	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420
対前年増減	1,030	8,420	2,790	-2,820	-8,480
対前年比 (前年100)	100.9	104.9	101.4	98.7	96.6

※ 費目欄の( )の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「平成28年人事院勧告(参考資料)」、「平成29年人事院報告(参考資料)」

## 消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10000	2623	2087	745	348	412	430	1476	316	989	574	
指数・27年100	24年	96.2	93.6	100.4	92.3	97.0	95.4	98.7	98.0	96.1	95.6	94.4
	25年	96.6	93.4	99.9	96.6	94.9	95.8	98.1	99.4	96.6	94.6	95.5
	26年	99.2	97.0	100.0	102.6	98.5	97.8	99.1	102.0	98.4	98.1	99.0
	27年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	28年	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0	100.7
対前年比・%	24年	0.0	0.1	△ 0.3	3.9	△ 2.9	0.0	△ 0.8	0.3	0.3	△ 1.6	△ 0.2
	25年	0.4	△ 0.1	△ 0.4	4.6	△ 2.2	0.3	△ 0.6	1.4	0.5	△ 1.0	1.2
	26年	2.7	3.8	0.0	6.2	3.8	2.2	1.0	2.6	1.9	3.7	3.7
	27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9	1.0
	28年	△ 0.1	1.7	△ 0.1	△ 7.3	△ 0.4	1.8	0.9	△ 2.0	1.6	1.0	0.7
月別指数・27年100	28年1月	99.5	100.9	99.9	95.7	100.2	97.7	100.3	98.1	100.4	99.3	100.3
	2月	99.6	101.4	99.9	95.0	99.6	98.2	100.2	97.6	100.9	99.9	100.2
	3月	99.7	101.3	100.0	94.3	99.7	100.8	100.4	97.5	100.9	100.3	100.3
	4月	99.9	101.2	100.0	93.5	100.5	103.5	100.9	97.9	101.8	100.9	100.9
	5月	100.0	101.2	99.9	93.7	100.4	103.3	101.0	97.9	101.8	101.2	100.9
	6月	99.9	101.1	99.9	92.8	99.9	102.8	101.2	98.4	101.8	101.0	100.9
	7月	99.6	101.0	99.9	92.1	99.1	100.1	101.2	98.5	101.8	100.9	100.8
	8月	99.7	101.1	99.8	91.3	98.6	98.7	101.1	98.6	101.8	102.2	100.8
	9月	99.8	101.8	99.8	90.8	98.3	103.9	101.2	97.8	101.9	101.0	100.9
	10月	100.4	103.5	99.8	90.7	99.4	104.2	101.2	97.9	101.9	102.0	101.0
	11月	100.4	103.4	99.8	91.0	99.7	104.8	101.1	98.0	101.9	101.4	100.7
	12月	100.1	102.5	99.8	91.8	99.7	103.5	101.0	98.4	101.9	101.4	100.5
	29年1月	100.0	102.7	99.8	92.4	100.1	98.8	100.8	98.4	101.9	100.2	100.7
	2月	99.8	102.2	99.7	93.0	100.2	99.4	100.7	97.9	101.9	100.3	100.5
	3月	99.9	101.9	99.8	93.6	98.9	101.4	100.8	97.8	101.9	101.0	100.7
	4月	100.3	102.1	99.8	94.4	99.6	103.4	101.1	98.2	102.5	101.5	101.0
	5月	100.4	102.0	99.7	95.8	99.4	103.4	101.3	98.3	102.5	101.8	101.0
	6月	100.2	102.0	99.7	96.1	99.0	103.0	101.2	98.3	102.2	100.9	100.8

資料出所:総務省統計局「平成27年基準 消費者物価指数(全国)」

## 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

### 1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(29.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	280	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	233	31,859
イ 新産業別最低賃金	230	31,829
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	230	31,829
ロ 従来の産業別最低賃金	3	30
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	2	26

下記2-1

下記2-2

### 2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

#### 2-1 新産業別最低賃金

(29.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	7	4	166
	繊維工業関係	5	8	146
	木材・木製品製造業関係	1	1	9
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	90
	印刷・同関連産業関係	2	10	116
	塗料製造業関係	4	1	53
	ゴム製品製造業関係	1	1	55
	窯業・土石製品製造業関係	4	4	103
	鉄鋼業関係	22	37	1,493
	非鉄金属製造業関係	9	11	455
	金属製品製造業関係	4	10	120
	一般機械器具製造業関係	25	254	5,210
	精密機械器具製造業関係	7	9	238
	電気機械器具製造業関係	45	257	9,730
輸送用機械器具製造業関係	33	154	8,555	
小計	171	762	26,539	
非製造業	新聞・出版業関係	2	22	388
	各種商品小売業関係	31	20	2,738
	自動車小売業関係	24	228	2,113
	自動車整備業関係	1	11	34
	道路貨物運送業関係	1	3	17
小計	59	284	5,290	
合計	230	1,046	31,829	

#### 2-2 従来の産業別最低賃金

(29.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	5	23
道路貨物運送業関係	1	1	3
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	3	7	30

注：1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成26年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料出所：「平成29年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額

単位：円（件数）

事 項 別		年 度		
		2 8 年度	2 7 年度	
地 域 別 最 低 賃 金		823 (47)	798 (47)	
対前年度上昇率 (%)		3.13	2.31	
産 業 別 最 低 賃 金	新 産 業 別 最 低 賃 金	食料品・飲料製造業関係	766 (7)	755 (7)
		繊維工業関係	762 (5)	749 (5)
		木材・木製品製造業関係	824 (1)	810 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	804 (2)	798 (2)
		印刷・同関連産業関係	771 (2)	758 (2)
		塗料製造業関係	908 (4)	896 (4)
		ゴム製品製造業関係	847 (1)	833 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	846 (4)	825 (4)
		鉄鋼業関係	891 (22)	874 (22)
		非鉄金属製造業関係	840 (9)	828 (9)
		金属製品製造業関係	862 (4)	848 (4)
		一般機械器具製造業関係	865 (25)	851 (26)
		精密機械器具製造業関係	852 (7)	837 (7)
		電気機械器具製造業関係	839 (45)	826 (46)
	輸送用機械器具製造業関係	880 (33)	866 (33)	
	小 計		859 (171)	845 (173)
	非 製 造 業 最 低 賃 金	新聞・出版業関係	856 (2)	855 (2)
		各種商品小売業関係	806 (31)	792 (31)
		自動車小売業関係	849 (24)	835 (24)
		自動車整備業関係	801 (1)	786 (1)
道路貨物運送業関係		910 (1)	910 (1)	
小 計		827 (59)	814 (59)	
合 計		854 (230)	840 (232)	
対前年度上昇率 (%)		1.67	1.45	
従 来 の 産 業 別 最 低 賃 金		804 (2)	804 (2)	
総 合 計		854 (232)	840 (234)	
全国を適用地域として決定されている新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)		(0)	(0)	
全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)		(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)	

注1： 本表の金額は、当該年度末現在において効力を有する地域別最低賃金と産業別最低賃金の適用労働者数による全国加重平均額（全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金(5,772円)は日額。それ以外は時間額）であり、( )内は最低賃金の決定件数である。

注2： 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

資料出所：「平成29年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

## 地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成17年度	3	(0.43)	3	(0.45)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.42)
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1.39) ~ (1.54)	6 ~ 7	(0.98) ~ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。  
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。  
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

## 地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		27年度最低賃金額		対前年度増減額	28年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		798 円	—	18 円	823 円	—	25 円
A	埼玉	820	27.10.1	18	845	28.10.1	25
	千葉	817	27.10.1	19	842	28.10.1	25
	東京	907	27.10.1	19	932	28.10.1	25
	神奈川	905	27.10.18	18	930	28.10.1	25
	愛知	820	27.10.1	20	845	28.10.1	25
	大阪	858	27.10.1	20	883	28.10.1	25
B	茨城	747	27.10.4	18	771	28.10.1	24
	栃木	751	27.10.1	18	775	28.10.1	24
	富山	746	27.10.1	18	770	28.10.1	24
	山梨	737	27.10.1	16	759	28.10.1	22
	長野	746	27.10.1	18	770	28.10.1	24
	静岡	783	27.10.3	18	807	28.10.5	24
	三重	771	27.10.1	18	795	28.10.1	24
	滋賀	764	27.10.8	18	788	28.10.6	24
	京都	807	27.10.7	18	831	28.10.2	24
	兵庫	794	27.10.1	18	819	28.10.1	25
	広島	769	27.10.1	19	793	28.10.1	24
C	北海道	764	27.10.8	16	786	28.10.1	22
	宮城	726	27.10.3	16	748	28.10.5	22
	群馬	737	27.10.8	16	759	28.10.6	22
	新潟	731	27.10.3	16	753	28.10.1	22
	石川	735	27.10.1	17	757	28.10.1	22
	福井	732	27.10.1	16	754	28.10.1	22
	岐阜	754	27.10.1	16	776	28.10.1	22
	奈良	740	27.10.7	16	762	28.10.6	22
	和歌山	731	27.10.2	16	753	28.10.1	22
	岡山	735	27.10.2	16	757	28.10.1	22
	山口	731	27.10.1	16	753	28.10.1	22
	徳島	695	27.10.4	16	716	28.10.1	21
	香川	719	27.10.1	17	742	28.10.1	23
	福岡	743	27.10.4	16	765	28.10.1	22
D	青森	695	27.10.18	16	716	28.10.20	21
	岩手	695	27.10.16	17	716	28.10.5	21
	秋田	695	27.10.7	16	716	28.10.6	21
	山形	696	27.10.16	16	717	28.10.7	21
	福島	705	27.10.3	16	726	28.10.1	21
	鳥取	693	27.10.4	16	715	28.10.12	22
	島根	696	27.10.4	17	718	28.10.1	22
	愛媛	696	27.10.3	16	717	28.10.1	21
	高知	693	27.10.18	16	715	28.10.16	22
	佐賀	694	27.10.4	16	715	28.10.2	21
	長崎	694	27.10.7	17	715	28.10.6	21
	熊本	694	27.10.17	17	715	28.10.1	21
	大分	694	27.10.17	17	715	28.10.1	21
	宮崎	693	27.10.16	16	714	28.10.1	21
	鹿児島	694	27.10.8	16	715	28.10.1	21
	沖縄	693	27.10.9	16	714	28.10.1	21

資料出所：「平成29年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
16	8月6日	なし	---	---	0.2	0.0	1.67
17	8月15日	△ 0.36	給与法公布日の翌月	勧告どおり	0.5	△ 0.3	1.71
18	8月8日	なし	---	---	0.7	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	0.8	0.0	1.87
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.6	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.2	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.4	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.3	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	0.0	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	1.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	1.5	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	2.2	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	1.1	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	—	—	—	2.11

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)